

令和 2 年 第 1 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 2 年 1 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

雫石町農業委員会総会会議録

令和2年1月22日 第1回雫石町農業委員会総会を雫石町役場大会議室に招集する。

1、出席した農業委員は次のとおりである。

1	番	岡	森	喜	与	一	
3	番	一	本	木	孝	久	
4	番	山	本	長	栄		
5	番	上	野		哲	子	
6	番	小	赤	澤	悦	子	
7	番	佐	々	木	秀	子	
8	番	新	田	善	男	郎	
10	番	諏	訪	剛	郎		
11	番	八	丁	野	よ	し	子

2、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

雫	石	小	谷	地	明	弘
雫	石	長	坂	則	雄	
雫	石	田	村	國	彦	
御	所	藤	本		伸	
御	所	米	澤	正	記	
御	所	川	口	英	敏	
御	所	細	川	健	一	
西	山	高	橋	浩	之	
西	山	岡	本	忠	美	
西	山	野	々	村	正	男
西	山	櫻	田	一	夫	
御	明	伊	藤	庄	一	
御	明	林	尻	勇	人	
御	明	中	村	守	男	
御	明	横	欠	初	男	

3、欠席した委員は次のとおりである。

農業委員

2	番	上	和	野	忠	一
9	番	木	村	正	美	

農地利用最適化推進委員

零 石 細 川 仁
西 山 葛 根 田 善 栄
御明神 石 塚 正 美

4、職務のため出席した職員

事務局長 大 橋 育 代
主 査 高 橋 直 也

5、総会の案件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断
に対する可否決定について

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会長が議長席につき、本日の会議には農業委員9名、農地利用最適化推進委員15名の委員が出席しており、定足数に達しており会議は成立することを宣し、令和2年第1回農業委員会総会の開会を宣言した。

とき 午後2時00分

議 長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 諸般の報告を行います。
事務局から説明をお願いします。

大橋事務局長 (資料に基づき説明)

議 長 ただ今事務局から説明がありました。
今回の現地確認委員につきましては、2番 上和野 忠一 委員、5番 上野 哲 委員、田村 國彦 推進委員、野々村 正男 推進委員、林尻 勇人 推進委員が行っております。

議 長

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、1番と3番を上野 哲 委員、2番を林尻 勇人 推進委員にお願いします。

5番 上野 委員

5番、上野です。

農地転用完了の番号1番と番号3番の調査報告をいたします。

始めに番号1番についてですが、場所は6ページにあります、「転用完了：〇〇」となっているところで、〇〇沿いにある〇〇の〇〇さんの自宅の北側に位置します。こちらは、農業用施設用地として〇〇と〇〇の建設のために、農地転用の申請がされ、昨年3月の総会で審議したものです。

現地を確認したところ、転用目的の通りすべての工事が完了していることを確認しました。

次に番号3番についてですが、場所は7ページにあります、「転用完了：〇〇」となっているところで、〇〇の〇〇さんのご自宅に隣接した場所になります。こちらも農業用施設用地として〇〇及び〇〇等を設置する目的で農地転用の申請がされたもので、転用目的の通りすべての工事が完了していることを確認しました。

以上、報告といたします。

林尻 推進委員

御明神地区、林尻です。

農地転用完了の番号2番の調査報告をいたします。

場所は7ページにあります、「転用完了：〇〇」となっているところで、〇〇の〇〇の町道沿いに位置します。こちらは、平成22年に駐車場用地として許可をとり既に工事が完了していましたが、完了届が提出されていなかったため、今回提出されたと聞いております。現地を確認したところ、砂利が敷かれており、〇〇として工事が完了していることを確認しました。

以上、報告といたします。

議 長

確認委員の報告が終わりました。

これに質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長

これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することに異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には、
4番 山本 長栄 委員。
5番 上野 哲 委員。
書記には、事務局の大橋事務局長、高橋主査を指名します。

議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議 長

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。
2ページをお開き願います。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可否の決定を求めるものであります。
令和2年1月22日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。
許可申請事項について説明いたします。
番号1 ○○が所有する○○番○外、田7筆、畑1筆、面積計○○㎡について、○○と農業者年金の受給のため使用貸借の新規設定

をしようとするものであります。

番号2 ○○が所有する○○番○外、田5筆、面積計○○㎡について、○○と農業者年金継続受給のため、使用貸借の更新をしようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまます。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を5番上野哲委員、番号1を野々村正男推進委員、番号2を林尻勇人推進委員にお願いします。

5番 上野 委員

5番、上野です。

はじめに現地調査全般についてご報告申し上げます。

1月15日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

調査全般についての報告は以上です。

野々村 推進委員

西山地区、野々村です

番号1について報告いたします。

場所は19ページにあります。「3条：○○・○○」となっている所で、○○の○○さんのご自宅の周辺になります。

詳細な位置は別冊総会案件資料の1ページです。

こちらの案件は、農業者年金の受給にあたり同一世帯内での親子間の新規の使用貸借になりますが、農地を確認したところ、雪が積もっている状況でしたが良好に管理されているものと見て参りましたし、今後もこれまで同様に耕作されるものと思っておりますので何ら問題ないと思っております。

林尻 推進委員

御明神地区、林尻です。

番号2について報告いたします。

場所は20ページにあります。「3条：〇〇・〇〇」となっている所で、〇〇さんのご自宅から〇〇の〇〇を西に進み、〇〇の〇〇を少し過ぎた場所になります。

詳細な位置は別冊総会案件資料の5ページです。

こちらの案件は、農業者年金に係る使用貸借の再設定でございますが、農地の利用についてはこれまで特段の支障を生じておらず、適正に管理されておりましたので、再設定後も問題なく利用されるものと思われま

す。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

議 長

質疑ございませんか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければこれで質疑を終結します。

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めま

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。

よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

6ページをご覧願います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見の決定

を求めるものであります。

令和2年1月22日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○、畑1筆、面積○○㎡について、○○を新築するため、○○に所有権移転しようとするものであります。

番号1の申請農地は都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、田村 國彦 推進委員にお願いします。

田村 推進委員

雫石地区、田村です。

番号1について報告します。

場所は20ページにあります。「5条：○○・○○」となっているところで、○○の東側に位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の7ページです。

本件は、○○が○○さんから土地を譲り受け、○○を建て分譲するものです。

○○さんは計画地の東側に住んでいましたが、○○に引っ越したため土地の活用について、建設業と不動産業の資格のある○○に相談しこのような運びになったと聞いております。

現地を確認したところ、保全管理されており、土地のまわりは道路、住宅に囲まれ、宅地化が進んでいる状況で周囲に与える影響もないことから問題ないものと思われま。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

議長

質疑ございませんか。

10番 諏訪 委員

10番、諏訪です。

ここは畑になっておりますけれどもこれまで畑をどなたかに貸したりして作付けされていた場所なんでしょうか。

高橋主査

こちらは耕作はされずに管理だけされていた。申請時点で業者から確認しませんでしたけれども、現地を見たところ耕作はしていない、管理している状況でした。

議 長

そのほか、質疑ございませんか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければこれで質疑を終結します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。

よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

8ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、雫石町長から農用地利用集積計画について意見を求められたので、これに対する意見の決定を求めるものであります。

令和2年1月22日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○、田1筆、面積○○㎡について、

〇〇と。

番号2 〇〇が所有する〇〇番〇外、田2筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号3 〇〇が所有する〇〇番〇外、田3筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号4 〇〇が所有する〇〇番〇の一部外、田4筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号5 〇〇が所有する〇〇番外、田5筆、面積計〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

番号6 〇〇が所有する〇〇番〇の一部外、田2筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号7 〇〇が所有する〇〇番外、田3筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号8 〇〇が所有する〇〇番外、田9筆、面積計〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めます。

番号1を 西山地区 高橋 浩之 推進委員、番号2と番号3を 雫石地区 田村 國彦 推進委員、番号4を 御明神地区 中村 守男 推進委員、番号5を 御所地区 米澤 正記 推進委員、番号6を 御所地区 細川 健一 推進委員、番号7と番号8を 西山地区 野々村 正男 推進委員にお願いします。

高橋 推進委員

西山地区、高橋です。

番号1について、意見を述べさせていただきます。

こちらの案件は利用権の再設定ということで、引き続き地域の担い手である〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われま

田村 推進委員

雫石地区、田村です。

番号2と3について、意見を述べさせていただきます。

どちらの案件も利用権の再設定ということで、地域の担い手農家である〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ継続して耕作することから問題はないものと思われま

中村 推進委員

御明神地区、中村です。

番号4について、意見を述べさせていただきます。

こちらの案件も利用権の再設定ということで、地域の担い手農家である〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われま

米澤 推進委員

御所地区、米澤です。

番号5について、意見を述べさせていただきます。

こちらの案件も利用権の再設定ということで、大規模農家の〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われま

細川 推進委員

御所地区、細川です。

番号6について、意見を述べさせていただきます。

こちらの案件は、〇〇さんと〇〇さんの新規の設定となりますが、番号5の両者間での再設定に合わせて、こちらも同じ内容で設定したいとのことで、適切に耕作されるものと思われま

野々村 推進委員

西山地区、野々村です。

番号7番と8番について、意見を述べさせていただきます。

どちらの案件も利用権の再設定ということで、担い手農家である〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われま

議 長

推進委員からの意見が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

議 長

質疑ございませんか。

川口 推進委員

御所地区、川口です。

農業者年金というのは受給する場合は親子でなくても他でもないのですか。仮に借りている人ができないと言った場合は新たに別の人を見つけないと年金がもらえないんですか。そこで一旦停止になるんですか。

高橋主査

農業者年金関係の案件が今回いくつかありますけれども、親子でなくても適切な第三者に貸借で貸していれば農業者年金の方には影響はありません。

議 長

ほかにございませんか。

委員 「なし」の声

議長 なければこれで質疑を終結します。

議長 これより採決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。
よって、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
13ページをご覧ください。
議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について
農地法（昭和27年法律第229号）第30条の規定に基づく農地利用状況調査において非農地とすべき遊休農地と判定した土地の農地・非農地判断について可否の決定を求めるものであります。
令和2年1月22日提出 粟石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。
本議案につきましては、令和元年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和元年7月23日に行った農地有効利用検討会において、「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を令和元年11月28日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。
利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の地番のみ、ご説明いたします。

- 番号1 ○○が所有する○○番○外1筆。
番号2 ○○が所有する○○番外9筆。
番号3 ○○が所有する○○番○外1筆。
番号4 ○○が所有する○○番外1筆。
番号5 ○○が所有する○○番。
番号6 ○○が所有する、○○番○。
番号7 ○○が所有する○○番○外2筆。
番号8 ○○が所有する○○番。
番号9 ○○が所有する○○番○。
番号10 ○○が所有する○○番○外3筆。
番号11 ○○が所有する○○番○外1筆。

以上、11件、計29筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところであります。

なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。

議長

質疑ございませんか。

委員

「なし」の声

議長

なければこれで質疑を終結します。

議長

これより採決に入ります。
議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。
よって、議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第7、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

17ページをご覧ください。

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかわる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したところであり、この申し合わせ決議に則り、全ての農業委員会総会において年1回以上同様の取り組みを実施するよう全国農業会議所より要請があったことから当町においても綱紀保持徹底のため決議を行うものであります。

令和2年1月22日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、朗読をもって説明とさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月22日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

以上で説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。

議 長 質疑ございませんか。

川口 推進委員 御所地区、川口です。
ちなみにどこの農業委員会ですか。

高橋主査 2件ございまして安芸町と別府市の農業委員会におきまして農
地転用のうその申請書をしたのが安芸町、農地転用の収賄というの
が別府市の農業委員会ということで逮捕されております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

委 員 「なし」の声

議 長 なければこれで質疑を終結します。

議 長 これより採決に入ります。
議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、
原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。
よって、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に
ついては、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。
大変ご苦勞さまでございました。

とき 午後 2時55分

以上が令和2年1月22日 午後2時00分より、雫石町役場大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 1 月 22 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 4 番

5 番
